環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定への グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する委員会決定 (仮訳)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会(以下「委員会」という。)は、

2021年6月2日に採択された英国の正式な加入要請に関する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定 (CPTPP/COM/2021/D001)に留意し、

2018年3月8日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)第5条(加入)並びに必要な変更を加えた上で、CPTPPに組み込まれ、CPTPPの一部を成す2016年2月4日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定第27・2条(委員会の任務)及び第27・3条(意思決定)並びに2019年1月19日に採択されたCPTPPの加入手続に関する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定(CPTPP/COM/2019/D002)に附属する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)加入手続(以下「CPTPP加入手続」という。)の4.1を考慮し、

2023 年 7 月 14 日付けの委員会に対する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP) へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に係る作業部会の報告書(CPTPP/AWGUK/2023/R001) に留意し、

CPTPPへのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「英国」という。)の加入のための条件の交渉結果に留意し、

本委員会決定に附属し、CPTPPへの英国の加入のために提案された条件を定める環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書(以下「議定書」という。)を考慮して、

次のとおり決定する。

CPTPP加入手続の4.1に従い、CPTPPへの英国の加入のための条

件を承認し、

CPTPPの各締約国及び英国に対し、議定書に署名するよう要請し、

英国に対し、議定書の署名の日の後 12 か月 (この期間は、委員会の決定により延長することができる。) の間に、英国が議定書を受け入れることを示す C P T P P への加入書を寄託者に寄託することにより、議定書を受諾するよう要請し、

CPTPPの各締約国に対し、議定書の効力発生のための自国の関係する国内法上の手続を完了したときは、書面により寄託者に通報するよう要請する。